

第22期第4回留萌海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月16日(水) 14時00分から
- 2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール
- 3 議事事項
議案第1号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)※本庁処分
・かにかご漁業(ベにすわいがに)(日本海北部海域)に係る新規許可

議案第2号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)※本庁処分
・いるか突棒漁業(北海道沖合海域)(道内者)に係る新規許可
・いか釣り漁業(北海道沖合海域)(道外者)に係る新規許可

議案第3号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)※振興局処分
・小型機船底びき漁業(手繰第三種漁業)(なまこ、貝(ほっきがい及びえぞばかがい)桁)に係る新規許可

議案第4号 北海道資源管理方針の一部改正について(答申)

議案第5号 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)
- 4 報告事項 資源管理の状況等の報告について
- 5 その他
- 6 出席者
委員：今 委員、山田委員、蝦名委員、加藤委員、奈良委員、高松委員、
祐川委員、石垣委員、前山委員、相内委員、太田委員、千葉委員
(欠席委員：石田委員、鈴木委員、今村委員)
留萌振興局：漁業管理係長 小寺和也、技師 青木貴生
留萌海区漁業調整委員会：事務局長 相内久史、主任 大川梓
- 7 議事録署名委員：奈良委員、石垣委員
- 8 会議の顛末

相内局長： これより第22期第4回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長： 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、何かとご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、小寺漁業管理係長をはじめとし、職員の方にご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。ご案内のとおり、コロナにつきましては、発生から3年目に入ったところであります。第6波の拡大によりまして1月27日から蔓延防止等重点措置が発令をされ、今般、再延長となったところで、ようやく3月21日で解除のようでございます。今後、完全に終息することは期待できないのかもしれませんが、親、兄弟、友人が感染していても、見舞いに行けないこと、また、子供や孫達とも十分に会うことが出来ない状況がずっと続いているところでありますが、早く普通の日常生活を取り戻し、漁業生産活動が順調にできますよう皆様と共に願うところでございます。さて、水産林務部が1月末に公表しました北海道漁業生産状況の速報値ですが、令和3年は、数量が約118万トンと前年に比べ3%の増加、金額は約2,589億円で前年に比べ28%の増加となる見込です。数量は、ほたて貝やいわしなどの漁獲が伸びたことにより2年連続で110万トンを超える見込となりましたが、さけ、こんぶ、さ

んまやするめいかなどの主要魚種については依然として低水準となっております。金額については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた前年と比較し、全体的に魚価が回復してきたことから、令和2年を大幅に上回る見込となっております。管内の状況については、さけ、かれい類、いか類等が前年に比べ減少した一方、にしん、ほたて成貝、ひらめ、なまこ等が増加したことにより、数量は対前年比90%と減少する見込みですが、金額は108%と前年実績を上回る見込となっております。さて、本日は議案が5件と、報告事項1件を予定しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

相内局長： ありがとうございます。本日のご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局水産課小寺漁業管理係長です。

小寺係長： よろしくお願ひします。

相内局長： お隣、青木技師です。

青木技師： よろしくお願ひします。

相内局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしくお願ひします。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員15名のうち、12名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、奈良委員と石垣委員にお願いいたします。それでは、議案第1号、第2号及び第3号を上程します。議案第1号、第2号及び第3号の制限措置の内容及び申請すべき期間等については関連する内容ですので、一括で説明させていただきます。事務局から説明願ひます。

相内局長： 関連しますので、議案第1号、第2号及び第3号について併せて説明いたします。本件は、令和2年12月に漁業法が改正され、知事許可漁業は、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定め、この制限措置とともに申請すべき期間などを公示した上で許可をすることとなり、この制限措置、申請期間、許可の基準を定めるときは、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされていることから、今後新たに更新を迎える漁業許可に係る制限措置等の案について、本庁処分及び振興局処分に係る諮問があったものであります。お手元の議案第1号資料1ページに本庁処分に係るかにかご漁業のべにすわいがに日本海北部海域、議案第2号資料1ページに本庁処分に係るいるか突棒漁業の北海道沖合海域道内者、いか釣り漁業の北海道沖合海域道外者、議案第3号資料1ページに振興局処分に係る小型機船底びき網漁業の手繰第3種なまこ及びほっきがい及びえぞばかがいに関する諮問文を添付してございます。これらは1年許可の漁業であり、昨年3月も同様に諮問があり答申を行ったところでございます。今回も昨年同様、考え方等に変更点がないことから、代表例を持って説明させていただきます。お手元の議案第1号資料の2ページをご覧ください。少し見づらいですが、この、かにかご漁業のべにすわいがに日本海北部海域の公示案を例として説明いたします。定めるべき制限措置の内容は、規則第12条の規定により、その操業実態その他の事情を勘案して、資料左の欄から、(1)漁業種類(2)操業区域(3)漁業時期(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数(5)船舶の総トン数(6)漁業を営む者の資格の6項目について定め、このほか、申請すべき期間を明記し、必要に応じ備考欄に許可の条件等を付記し、この制限措置の範囲内で漁業許可を行うこととなります。これら制限措置の設定の考え方は、原則として、現行の許可証の内容を踏襲しており、今回の改正で操業の実態を変えるものではありません。(1)漁業種類については、知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具及び漁法で区分しており、基本的に調整規則第5条の許可の名称となりますが、ここでは、かにかご漁業の中でも対象とする、かにかを明確にする必要がある漁業許可においては、かにかご漁業のべにすわいがにとするなど、魚種を指

定した許可にすることで、細かい魚種そのものを制限措置として扱うこととして
しています。(2) 操業区域については、従前では、一つの操業区域内において、
操業期間や混獲物の利用形態が異なるような実態があり、これを許可の制限条
件で規制してきましたが、今後、操業区域が制限措置となることに伴い罰則も
強化されることから、各漁業者が適切に操業を行えるよう、漁業者に自分が受
けている許可の区域をしっかりと、明確に伝える必要があるため、操業できる
時期ごとに海域を細かく分けた上、その小分けした海域を漁業者の許可ごとで
組み合わせ、操業区域として設定しております。このため、表現が修正されて
おりますが、現在許可を受けている各漁業者の操業区域を拡大したり縮小する
などの措置は行っていませんので、現状どおり操業が行える形となっております。
(3) 漁業時期については、現行の操業期間から名称が変わりましたが、操業
区域同様に現許可の内容と同じ期間となっております。(4) 許可又は起業の
認可をすべき船舶等の数については、現在、許可を出している操業区域ごとの
船舶の隻数や行使規則に記載された上限隻数を記載しております。(5) 船舶
の総トン数については、現行の許可等の取扱方針において制限をしてきた総ト
ン数の上限で設定しております。(6) 漁業を営む者の資格については、原則、
許可受有者の管轄する振興局管内としています。これは、新たな制度における
制限措置の内容は、公正かつ中立でなければならず、合理的理由がない限り、
申請者の根拠地や住所を制限することはできないとされております。申請期間
については、公示日から1ヶ月を下回らないよう設定しています。以下、議案
第2号及び議案3号も考え方等は同様となります。なお、議案第1号から議案
第3号の各資料に当該漁業に係る許可等に関する制限措置等の取扱い及び許可
等の基準を添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。
諮問内容の説明につきましては、以上でございます。ご審議の程、よろしくお
願い致します。

議長： ただいま説明の議案第1号、第2号及び第3号について、ご意見、ご質問は
ありませんか。

蝦名委員： 改正漁業法になってから、適切且つ有効に海面の利用をはかるという目的の中
で法改正されましたけれども、ここにある許可隻数の関係で、これは現状で、全
隻数が着業して有効的に海面を利用しているという判断のものと隻数なのか、或
いは、関係漁業者へ適切な隻数の意見等を述べて適切な隻数にしているのか、そ
の確認だけお願い致します。当初、我々が改正漁業法の説明を受けた時には適切
且つ有効に海面を利用しているということが前提条件になるだとか、或いは、許
可隻数については、もし余っているのであればそこを考慮するだとか、そのよう
な協議があるのだという説明を受けた中で、スタートしている気がしているもの
ですから、行政的にどのような考え方でいるのかという確認でした。

小寺係長： 本庁処分については今回諮問がきている中で、留萌海域では許可がないので正
確なところはわからないのですが、許可をもって実績があった隻数で今回諮問が
されているものだと思います。振興局処分のものにつきましては、行使規則に基づ
く許可方針になりますので、基本は行使承認の数で今回は設定しているところ
です。隻数を決定する場合は、従前の許可を持っている方、操業している数、後、
各組合に当該隻数で宜しいか事前に確認した上で、隻数を決めて、海区委員会
の方に諮問させていただいているところです。

蝦名専務： 今の説明ですと、今回は行使規則の隻数で設定しているということでしたが、
次回は違う考え方があるということなのでしょうか。令和5年で行使規則が変わ
るものですか。

小寺係長： 行使規則が変わり隻数が増える又は隻数が減る場合はそれが基準となってきま
す。

蝦名専務： わかりました。

議長： 他にはございませんか。

委員：（ありませんの声）

議長： ご意見がなければ、議案第1号、第2号及び第3号の制限措置の内容及び申請すべき期間については、異議がないものと認め、その旨知事に答申することとして宜しいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： それでは、そのように答申することを決定します。
次に議案第4号及び第5号を上程します。議案第4号の北海道資源管理方針の一部改正について及び第5号の特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等については関連する内容ですので、一括で説明させていただきます。事務局から説明願います。

相内局長： それでは、関連する内容となっておりますので、議案第4号及び第5号について併せて説明いたします。お手元の議案第4号及び第5号資料をご覧ください。議案第4号北海道資源管理方針の一部改正につて、1ページに諮問文を添付してございます。また、議案第5号特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についての諮問文を2ページに添付してございます。それぞれ知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明致します。まずは、議案第4号の北海道資源管理方針の一部改正についてを説明します。議案資料の3ページをご覧ください。北海道資源管理方針の一部改正に係る新旧対照表が添付してございます。今回の諮問の内容についてですが、北海道資源管理方針の別紙における、くろまぐろの小型魚、大型魚の区分の変更や国の資源管理基本方針の改正に伴う修正や文言の整理があり、一部改正するものがあります。まずは、くろまぐろについてですが、新旧対照表1ページから23ページまで記載されておりますが、これまで、太平洋くろまぐろの資源管理は、平成25年からの試行期間を経て平成30年度からTACによる管理に移行し、さらに令和3管理年度からは漁業法の改正により、資源管理方針の大幅な改正があり、現在に至っております。今後、将来にわたり適切なTACを確保するためには、できるだけ満度にTAC数量を消化し、漁獲実績を積み上げていく必要があることから、これまで細分化していた知事管理区分を、令和4管理年度から北海道で一本化し総量で管理する、総量管理とすることとし、柔軟な配分調整による利用体制に整え、TACの有効利用を目指した管理に転換する考えで改正するものであります。なお、総量管理は令和4年と令和5年の2カ年程度と考えており、令和6年以降は、それまでの実績を反映して管理区分を見直す予定とのことであります。そのほか、漁業法に基づくクロマグロに関する資源管理協定を策定することで、クロマグロTAC数量管理委員会における数量管理機能を維持し、北海道の漁獲可能量を超過することがないように、海域毎から振興局毎、漁協毎など、これまで同様の割当てや採捕期間の設定を組み合わせるなどにより、適切な数量管理を実施することとしています。議案資料3ページの新旧対照表別紙1-4くろまぐろ小型魚を例に説明しますと、第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの管理の手法等については、これまで留萌や宗谷といった海域ごとに定置漁業や漁船漁業ごとに管理する手法でありましたが、これが北海道一本の海域として総量管理する改正内容となっております。また、②の対象漁業につきましては、定置網漁業、沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業、まぐろを採捕する漁業として、北海道一本の海域として管理す形となっております。次に、資料12ページをご覧ください。第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準についてであります。全量を北海道くろまぐろ漁業小型魚に配分し、都道府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合は、全量を北海道くろまぐろ漁業小型魚から加除することとしております。以下13ページから23ページに記載しております。別紙1-5のくろまぐろ大型魚につきましても同様の取扱となっております。続きまして、24ページから32ページに記載しております。すけとうだらについてご説明いたします。24ページから28ページには別紙1-6太平洋系群、28ペー

ジから30ページには別紙1-7の日本海北部系群、30ページから31ページには、別紙1-8オホーツク海南部、31ページから32ページには、別紙1-9根室海峡の管理手法等が記載されておりますが、国の資源管理基本方針の改正に伴う修正や文言の整理となっており、特段大きな改正事項はございません。続きまして、32ページの別紙1-10のするめいかについて、ご説明します。令和3管理年度までは数量配分が現行水準とされていましたが、令和4管理年度から、北海道は数量配分となりました。するめいかの令和4管理年度のTAC設定に当たっては、直近3ヶ年のデータを用いた基本シェアの見直しが行われました。資料38ページの下段の3TACの設定において、考え方が示されております。全体の漁獲量のうち、おおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示するとの規定から北海道が対象となり、現行水準から数量配分へ記載内容が変更となっております。続いて第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等についてですが、(1)②対象とする漁業をアイカ釣り漁業、イ定置網漁業、ウするめいかを採捕するその他漁業とし、(2)漁獲量の管理の手法等については、数量配分となっている、くろまぐろなどと同様となっております。33ページ下の第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準についてですが、後ほど説明します75%ルールが盛り込まれたことから、75%ルールによる国からの追加配分は、全量を北海道スルメイカを採捕する漁業に配分するという内容を記載しています。議案第4号の北海道資源管理方針の一部改正についての説明は以上となります。続きまして議案第5号の特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてを説明いたします。議案資料35ページの別紙1をご覧ください。小型魚のくろまぐろ、大型魚のくろまぐろ、すけとうだらの太平洋系群、日本海北部系群、オホーツク海南部、根室海峡とするめいかに関する令和4管理年度における北海道の漁獲可能量の当初配分の公表案でございます。初めに、くろまぐろの小型魚と大型魚ですが、資料37ページに令和4管理年度の漁獲可能量の設定及び配分についてを添付しておりますので、ご覧ください。小型魚12.8トン北海道くろまぐろ小型魚漁業に、大型魚319.6トン北海道くろまぐろ大型魚漁業に当初配分として配分します。国による都道府県への配分は、平成27年から平成29年の平均漁獲実績、北海道につきましては、220.6トンに、平成27年から令和2年までの最大漁獲実績、北海道につきましては平成28年の314.9トンなどを勘案して配分されています。道では、これまで漁獲抑制や融通等により漁獲可能量を超過することなく、安定した漁獲量に抑制することができた一方、資料37ページ中段にある表2にあるように一定の未利用枠が生じています。国から都道府県へのTAC配分は、直近3年間の漁獲実績シェアに基づいて配分することが基本であり、配分基礎の見直しが想定されることを踏まえると、現状の漁獲実績では、将来の配分数量の減少が懸念されているところです。次に、すけとうだら太平洋系群ですが、令和3年から令和5年まで固定となっているため、知事管理量は、令和3管理年度と同じ数値の69,100トンとなっております。第四の日本海北部系群ですが、資源管理方針に関する検討会を経て決定された漁獲シナリオにより算定された7,500トンが令和4年のTACとして設定され、大臣管理漁業の底びき網漁業への配分が4,100トン、知事管理量は、前年から100トン減の3,400トンとなっております。第五のオホーツク海南部はこれまで同様の現行水準、第六の根室海峡は、前年から5,000トン減の15,000トンとなっております。すけとうだらに係る道の配分の考え方については、資料43ページに記載しておりますので、追ってお目通し願います。続きまして、第七のするめいかについてですが、これまでは現行水準でしたが、令和4年度から北海道するめいかを採捕する漁業を設定し、北海道一本の総量による管理とし、全量の5,600トンとしております。なお、資料38ページに令和4管理年度の漁獲可能量の設定及び配分についてを添付しております。次の39ページの4の保留枠についてをご覧ください。国は、新たに数量明示となった都道府県の定置網漁業等における大量入網への備えとして、10,000トンの留保枠を設け、速やかな留保枠からの配分の仕組みとして、一定の漁獲量の積み上がりにより、あらかじめ定めた計算方法により自動的に都道府県へ配分されるルールいわゆる75パーセントルールが規定され、令和4管理年度から運用を開始することとなりました。また、するめ

いかに係る道の配分の考え方については、資料45ページに記載しておりますので、追ってお目通し願います。これら、すけそだら、するめいかにについては、資料40ページの令和4年のTACについてにより、国から示された、令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき北海道に定められた数量を基に設定されております。次に、資料47ページの別紙2の漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通についてをご覧ください。北海道のTAC配分量を迅速に増やし円滑な操業を確保するため措置として、すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群の漁獲可能量の変更及び配分数量の変更をする場合において、行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に海区委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できることになっております。今後の取扱として、令和4年度からくろまぐろの小型魚、大型魚の漁獲可能量の変更及び配分数量の変更についても、クロマグロTAC数量管理委員会において、知事の裁量の余地のない機械的な配分手法を定め、事前に海区委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できることにしております。また、するめいかにについても、漁獲可能量が数量明示となったことに加え、国の資源管理基本方針において、あらかじめ定めた計算方法が規定された前段で説明致しました いわゆる75%ルールという配分ルール及び融通に関する規定が整備されたことから当該規定に基づく配分数量の変更についても海区委員会には事後報告で対応できることにしております。以上で議案第5号の特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についての説明を終わります。なお、参考と致しまして、資料41ページに国の資源管理基本方針の概要資料46ページに令和3年と令和4年の配分量の比較について資料の最後に改正後の道の資源管理方針案を添付してございますので後ほどお目通し願います。諮問内容の説明につきましては、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長： ただいま、議案第4号及び第5号について、ご意見、ご質問はありませんか。

高松委員： クロマグロについてですが、今までの配分方法と変わらないのでしょうか？それともあくまで、道が管理するものなののでしょうか？

相内局長： 全体数量は北海道が一元で管理するようになります。今まで各海域ごとに配分していたものが、今度は総量管理されるものです。配分の扱いについては、今後、数量管理委員会等により細かいことを決めた上で配分される形にはなると思います。今回は、当初配分のみでの諮問内容となっております。配分方法、配分数量等は今後決定されると思います。

小寺係長： 今まででは振興局毎に配分されてきましたけれども、北海道としては小型魚何トン、大型魚何トンということだけで、その後については、クロマグロの資源管理協定というものを締結をさせていただいて、当該資源管理協定に基づいて、クロマグロの協定の管理委員会が振興局毎で管理するか漁協毎で管理するかということを決めて、管理していくという仕組みで考えていまして、まずは当初配分を含め大型魚、小型魚を当該配分でお願ひしたいという形の諮問内容となっております。

高松委員： 基本的にはクロマグロの協定の管理委員会というのは漁業者も入れてなののでしょうか？

小寺係長： 道の漁業管理課の考えは、今のところ、クロマグロ数量管理委員会がクロマグロの協定の管理委員会と兼ねることができるということで、今のクロマグロ数量管理委員会の方々に、協定の方の管理委員会もしていただくという形です。

高松委員： まぐろ漁業の漁業者に、道の考え方の説明をした上で進めていくことをお願い致します。また、只今の説明の中で未利用分のパーセンテージが高いということがいわれていますが、9割超えた時点で制限がかかる管理の仕方、枠を超えないように北海道では管理しているところ、全国的な配分をご覧になったかわからないのですが、道外では一部地区に一隻しかないのに配分が非常に多いところがあります。これは都道府県の公平性から考えると、大変な事態だと思われれます。

北海道がこれだけ苦労していること、また、余った配分を融通するという形をとっているのですが、地区で一隻しかいない漁業者に対して、そこまで配分する必要があるのかと、各方面から意見があるところです。北海道として、国におかしいのではないのかと申し入れるくらい考えても良いのではないのでしょうか。

小寺係長： そのようなご意見があったことは漁業管理課へ伝えたいと思います。

議長： 他にご意見等ありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： 他にご意見がなければ、議案第4号の北海道資源管理方針の一部改正について及び第5号の特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等については、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように答申することを決定します。次に報告事項として事務局から1件ありますので、説明願います。

相内局長： それでは、報告事項の資源管理の状況等報告についてを説明いたします。お手元の報告事項の資料をご覧ください。これは、北海道知事から当委員会へ報告があったものでございます。報告の根拠等でございますが、令和2年12月1日より施行された改正漁業法第九十条の規定で漁業権者が有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁場の活用の状況等を都道府県知事に報告しなければならないとされ、都道府県知事は、海区漁業調整委員会に、この報告を受けた事項の必要な報告をするものとするとして、今回の報告はこれに該当するものでございます。お手元の資料1ページに留萌海区の共同漁業権30件及び区画漁業権13件の報告と4ページにひらめ定置漁業権1件の報告の写しを添付してございます。なお、さけ定置につきましては、次回の報告案件となります。漁業権者の報告は、1年に1回以上、当該都道府県知事が行う事とされており、道では規則により、漁期が終わるとその都度、道へ提出され、道から各海区漁業調整委員会に報告されます。道においては、今回は法の規定により報告するものの、その内容については、別途検証し、必要に応じて指導等の対応を検討する事とされています。今回、当委員会へ報告があった案件については、指導等は無かったものであります。漁業権者からのこの報告のほか、操業中などでも漁業権者が法第九十一条の一、漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。同法二の合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。のいずれかに該当すると認めるときは、都道府県知事は、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとされております。その措置を講じようとする時は、今回のような知事からの報告とは別に海区漁業調整委員会に指導等について諮問される事と法規定されております。以上で説明を終わります。

議長： ただいま、報告事項の説明がありました。これについて、質問等はありませんか。

委員： （ありませんの声あり）

議長： 最後に、その他として、委員の皆様から何かありませんか。

高松委員： 一点確認しておきたいのですが、くろまぐろのことなのですが、H27年からH29年の実績を元にしてのことなのですが、当該実績が今後の配分に影響してくるかと思うのですが、配分が多くなるのは実績が増えたからだという認識なのですが、例えば放流した魚の報告を実績とみなすというところあるようですが、

北海道はそのようなことがあるのでしょうか。

小寺係長： 北海道は今までの考え方ではそれは採用しておりません。国に対しては、漁業者の方に野帳をつけていただいて、放流したら放流した実績を報告していただくこととなります。単純にいくと漁獲実績だけだと、先ほど話しがあつた北海道は枠を消化しないように皆さんに努力をしていただいて、数量が少なくなっている状況で、大量に放流している地区もあつて、これだけ放流しているのだから、国に対しては、このような実績もあるのだから、減らさないでという話はしてるようですが、国からきた数量を夜帳毎に配分しているという考え方は今のところありません。ただ、今後どうなるかはわからないのですが、もしかすると今後、それを加味して配分されることになるかもしれません。

議長： 他に何かありませんか。

委員：（ありませんの声）

相内局長： 今会長どうもありがとうございました。以上、本日の委員会を終了いたします。

《閉 会》

15時15分